

【申請手続きについて】

Q 1. 手続きの期限や提出書類は。

種別	期限	提出書類
認定申請	助成事業の対象となる宿泊が生じた日から1か月以内 <u>※事前に認定申請可能</u>	①認定申請書（第1号様式） ②身分証明書（運転免許証等） ＜対象区域に住所を有しないが、居住する方＞ ③居住状況が確認できる公共料金の領収書等
交付申請	助成事業の対象となる宿泊が生じた日から1か月以内	①交付申請書兼実績報告書（第8号様式） ②宿泊証明書（宿泊施設発行のものまたは第9号様式） ③領収書

※「電子申請」または「郵送」で申請してください。

※事前に認定申請しておくこと、災害に備えて宿泊施設などをあらかじめ検討することができ、発災後の迅速な避難行動に繋がります。いざというときのため、できるだけ事前に認定申請しておきましょう。

よくある質問（名古屋市宿泊施設助成金制度）

Q 2. 認定を受けたが、登録内容を変更したい。必要な提出書類は。

種別	提出書類
変更	① 認定変更申請書（第4号様式） ※氏名又は住所が変更になる方は以下の書類も必要です。 ② 身分証明書（運転免許証等） ＜対象区域に住所を有しないが、居住する方＞ ③ 居住状況が確認できる公共料金の領収書等

※「電子申請」または「郵送」で申請してください。

Q 3. 認定を受けたが、取消しをしたい。必要な提出書類は。

種別	提出書類
取消	認定取消申請書（第6号様式）

※「電子申請」または「郵送」で申請してください。

Q 4. 自宅の敷地が一部でも対象区域にかかっている場合は助成対象となるのか。

○ 助成対象となります。

よくある質問（名古屋市宿泊施設助成金制度）

Q 5. 認定申請書において、メールアドレスの記載が必要だが、メールアドレスが無い場合はどうすればよいか。

- メールアドレスをお持ちでない場合、認定申請書に記載が無くても申請は可能です。

Q 6. 週末だけ対象地域に住んでいるなど、何らかの事情により住民票の住所地と異なる場所に住んでいる場合も助成対象となるのか。また、居住実態の確認はどのように行うのか。

- 本制度では「対象区域内に住所を有しないが居住する方」も対象となります。住所を有しないが居住している方については、「身分証明書の写し」及び「公共料金の領収書」など居住状況がわかる書類を添付して申請してください。

Q 7. 住んでいる学区（小学校区）が分からない。

- 名古屋市公式ウェブサイト（市立小・中学校の通学区域一覧）で確認いただけます。お住まいの小学校の名称を記載してください。

<確認URL>

<https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000051559.html>

<記載例>

通学域が「〇〇小学校」の場合 → 申請書：「〇〇学区」と記載

よくある質問（名古屋市宿泊施設助成金制度）

Q 8. 紙の申請書が欲しい時はどうすれば良いか。

- 市公式ウェブサイトの当ページ「災害時避難のためのホテル・旅館等の利用について【名古屋市宿泊施設助成金制度】」に、PDF 形式の各種様式を掲載しておりますので、ダウンロードいただき、印刷してご利用ください。
- インターネット環境や印刷環境が無い場合は、お近くの区役所総務課へご相談ください。

【本制度の適用について】

Q 9. なぜ風水害時の避難のみ対象なのか。

- 本制度は、災害発生の恐れのある段階での指定緊急避難場所としての活用を想定した制度であり、活用にあたっては、避難者自身で宿泊施設を確保（予約）していただき、避難していただくことになります。
- そのため、安全に避難していただくためには、一定の時間が必要となることから、気象情報等から、事前に避難の準備を行うことができ、かつ避難情報がある程度余裕をもって発令されることが想定される風水害時の避難のみを対象としているものです。

Q 10. 土砂災害（特別）警戒区域と家屋倒壊等氾濫想定区域を対象範囲とした理由は。

- いずれも、各ご家庭における事前準備や対策による危険性の回避が困難であり、在宅避難ができず立ち退き避難を余儀なくされる、大変に危険性が高い区域であるためです。
- 近年の土砂災害による犠牲者の多くは事前に危険箇所として公表された範囲内やその近傍で発生しており、本制度の対象とすることで適切な避難行動につながると考えています。
- 家屋倒壊等氾濫想定区域については、新ハザードマップで本市として初めて公表する区域であることから、対象とすることで周知啓発効果が高まるものと考えています。

よくある質問（名古屋市宿泊施設助成金制度）

Q 1 1. 避難情報発表時など、本制度が適用される状況になった時に、改めて認定者に広報は行うのか。

- 認定者への制度適用開始のメール連絡は令和 6 年度から廃止となりました。
- 制度適用開始の基準となる「避難情報」については、「名古屋市防災アプリ」にて、「避難情報」をプッシュ通知で配信します。ぜひこの機会に「名古屋市防災アプリ」のダウンロードをお願いいたします。
- また、テレビやラジオ、同報無線（防災スピーカー）、エリアメール、市公式ホームページなど様々な手段で市民の皆様にお知らせしますので、お住まいの地域に「避難情報」が発令されているかをご自身でご確認の上、宿泊施設への避難をお願いします。

【ホテル・旅館等へ避難した場合の交付申請等について】

Q 1 2. 避難情報が長期化した時や、1 日で複数回出たときの取り扱いはどのようなになるのか。

- 1 回の避難情報が長期化した場合は、避難情報が発令している期間中に宿泊した日数分を申請することができます。

1 回の避難情報が発令されるごとに、1 回の宿泊として申請していただくことができます。

※1 泊の時間（チェックアウト時間）は宿泊施設ごとの定義によります。

（例 1：避難情報が長期化した場合）

6 月 1 日の 18 時に避難情報が発令し、6 月 2 日の 20 時まで避難情報が継続した場合

→6 月 1 日、2 日と宿泊している場合は、2 泊分の申請が可能

（例 2：短期間に避難情報が複数出た場合）

18 時に避難情報が発令し、一度避難情報が解除されたのち、再度 23 時ごろ避難情報が発令された場合

→2 回の申請が可能

（例 3：避難情報が日をまたぐ時間に発令した場合）

6 月 1 日の 23 時ごろ避難情報が発令し、6 月 2 日の 15 時に避難情報が解除された場合

→6 月 1 日の 1 泊目及び 6 月 2 日の 2 泊分の申請が可能

（例 4：避難情報が短時間で解除された場合）

18 時に避難情報が発令し、21 時に解除された場合

→1 泊分の申請が可能

よくある質問（名古屋市宿泊施設助成金制度）

Q 1 3. 事前に認定申請をしたが、認定通知が来ていない場合も認められるか。

- 当該助成金の対象世帯となる「土砂災害（特別）警戒区域」または「家屋倒壊等氾濫想定区域」に居住する世帯に該当していれば、対象となります。

Q 1 4. 本制度でいう宿泊の定義は何か。休憩なども対象となるか。

- 本制度の宿泊費は、旅館業法上の宿泊料のことを言います。
宿泊料とは、名目のいかんを問わず、実質的に寝具や部屋の使用料とみなされるものが含まれます。例えば、休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水費、室内清掃費も宿泊料とみなされます。

Q 1 5. 宿泊した際の食事代は含まれるのか。

- 本制度の対象となるのは、旅館業法上の宿泊料のみであるため、原則食事代は含まれません。宿泊予約等の際は、素泊まりプランなどで予約をする必要があります。朝食付きプランなどで宿泊した場合は、旅館業法上の宿泊料がわかるような内訳を記載した領収書が必要です。食事付きの宿泊プランしかない場合で、内訳がないものについては食事代を含んだ料金が対象となります。

Q 1 6. 宿泊料の支払いをポイントで行った場合も対象になるのか。

- 宿泊料の支払いの際に、宿泊者本人の所有しているポイントで支払った場合のポイント使用分や、値引き額については補助の対象外となります。

よくある質問（名古屋市宿泊施設助成金制度）

Q 1 7. 宿泊料の支払いで得たポイント分は、支給対象経費から減額となるのか。

- 宿泊者が宿泊料の支払いの際に得たポイントについては、減額は行いません。

Q 1 8. なぜ領収書だけでなく宿泊証明書も必要なのか。

- 領収書だけの場合、実際に宿泊したことを証明することができないため（インターネット予約、決済の場合など）、宿泊施設が発行する宿泊証明書が必要になります。

Q 1 9. インターネットで予約し、インターネット決済した場合も対象となるか。

- 氏名及び内訳が記載された、宿泊施設が発行する領収書の写しや宿泊施設が発行する宿泊証明書（氏名が記載されたもの）の写しを交付申請の際に提出いただければ対象となります。

Q 2 0. 他の宿泊助成金制度との併用は可能か。

- 他の助成金制度等との併用も可能です。他の助成金等と併用した場合は、助成制度によって減額した部分を除く実際に支払った金額が、補助対象の経費となります。